

2021 年 3 月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSs の一覧

(2021 年 3 月 31 日現在)

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2021 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋：

- 30 企業が、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の名称
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の内容
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2021 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2021 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

① 翌期(2022 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金利指標改革—フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号、IFRS4 号及び IFRS 第 16 号の改訂) ▶ 2020 年 8 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021 年 1 月 1 日以降開始事業年度から遡及的に適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments IBOR 改革シリーズ参照</i></p> <p><i>IFRS による 決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート) 2020 年度, P11</i></p> <p><i>Applying IFRS IBOR 改革 2020 年 10 月</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免(IFRS 第 16 号の改訂) ▶ 2021 年 3 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 170 号 「IASB が COVID-19 に関連した賃料減免について IFRS 第 16 号「リース」を改訂」*</i></p> <p><i>Applying IFRS 「COVID-19 に関連した賃料減免の会計処理 2020 年 7 月」*</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2020 年度, P14*</i></p>

*解説資料は 2020 年 5 月公表の「COVID-19 に関連した賃料減免(IFRS 第 16 号の改訂)」について解説しており、当該改訂による救済措置を1年間延長する「2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免(IFRS 第 16 号の改訂)」による改訂前の解説資料ですが、ご参考として、関連資料に記載しています。

② 翌々期(2023 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「『概念フレームワーク』への参照」-IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 169 号 「IFRS 第 3 号の改訂 概念フレームワークへの参照」</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2020 年度, P15</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「有形固定資産—意図した使用の前の収入」-IAS 第 16 号「有形固定資産」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS アップデート 2020 年度, P15</i></p>

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「不利な契約 – 契約履行のコスト」-IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	IFRS アップデート 2020 年度, P16
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」 —IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」 —IFRS 第 9 号「金融商品」 —IAS 第 41 号「農業」 —IFRS 第 16 号「リース」に付属する設例の軽微な修正 ▶ 2020 年 5 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	IFRS アップデート 2020 年度, P19

③ 2024 年 3 月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 17 号「保険契約」 ▶ 2017 年 5 月公表及び 2020 年 6 月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準 (IFRS 第 17 号) の公表」</p> <p>Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)</p> <p>IFRS アップデート 2020 年度, P7</p> <p>Applying IFRS 「IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂」-IAS 第 1 号の改訂 ▶ 2020 年 1 月公表及び同年 7 月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	IFRS Developments 第 159 号「負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂」
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「会計方針の開示」-IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の改訂 ▶ 2021 年 2 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	IFRS Developments 第 187 号「開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善」(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「会計上の見積り」-IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	IFRS Developments 第 186 号「IASB が会計上の見積りを定義」

▶ 2021年2月公表		
▶ 「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS第12号「法人所得税」の改訂)	▶ 2023年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	

④ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出 ▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2015 年 12 月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められている。 	IFRS アップデート 2020 年度, P16

(参考)⑤当期(2021 年 3 月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「財務報告の概念フレームワーク」(改訂) ▶ 2018 年 3 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<i>Applying IFRS 「改訂概念フレームワークの公表」</i> <i>IFRS アップデート 2020 年度, P17</i>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「『事業』の定義の改訂」- IFRS 第 3 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<i>IFRS Developments 第 137 号</i> <i>「IFRS 第 3 号における「事業」の定義の改訂」</i> <i>IFRS アップデート 2020 年度, P9</i>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「『重要性がある』の定義の改訂」- IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<i>IFRS Developments 第 138 号</i> <i>「IASB が「重要性がある」の定義の改訂を公表」</i> <i>IFRS アップデート 2020 年度, P13</i>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金利指標改革 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂) ▶ 2019 年 9 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<i>IFRS Developments IBOR 改革シリーズ参照</i> <i>IFRS アップデート 2020 年度, P10</i>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ Covid-19 に関連した賃料減免(IFRS16 号の改訂) ▶ 2020 年 5 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 6 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<i>IFRS Developments 第 170 号</i> <i>「IASB が COVID-19 に関連した賃料減免について IFRS 第 16 号「リース」を改訂」</i> <i>Applying IFRS 「COVID-19 に関連した賃料減免の会計処理 2020 年 7 月」</i> <i>IFRS アップデート 2020 年度, P14</i>

(参考)⑥前期(2020年3月期)から強制適用されているIFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 16 号「リース」 ▶ 2016 年 1 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用は認められるが、IFRS 第 15 号をすでに適用しているか、IFRS 第 16 号と同日に適用する必要がある。 	<p><i>IFRS Developments</i> 第117号「IASBが新たなリース基準を公表」</p> <p><i>IFRS Developments</i> 第146号「地下権(IFRS第16号「リース」)」</p> <p><i>Applying IFRS</i>「新たなリース基準」</p> <p><i>Applying IFRS</i>「IFRS第16号の表示及び開示に関する規定」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P8</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」 ▶ 2017 年 6 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 127 号「IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」</p> <p><i>IFRS Developments</i> 第 153 号「不確実な税務処理に関する資産又は負債の表示」</p> <p><i>Applying IFRS</i>「法人所得税の不確実性に関する会計処理」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P11</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 負の補償を伴う期限前償還特性－IFRS 第 9 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第130号「IASBがIFRS第9号の改訂を公表」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P13</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する長期持分－IAS 第 28 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P18</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS の年次改善(2015-2017年サイクル) －IFRS 第 3 号「企業結合」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取得日が 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度における期首以降の日付となる企業結合に適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第131号「IASBが年次改善2015-2017年サイクルを完了」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P20</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS の年次改善(2015-2017年サイクル) －IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度の期首以降に共同支配を獲得する取引から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第131号「IASBが年次改善2015-2017年サイクルを完了」</p> <p><i>IFRS</i> アップデート 2019 年度, P20</p>

<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) – IAS 第 12 号「法人所得税」 - 資本に分類された金融商品に関する支払いが法人所得税に及ぼす影響 ▶ 2017 年 12 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第131号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2019 年度, P20</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) – IAS 第 23 号「借入コスト」 - 資本化要件を満たす借入費用 ▶ 2017 年 12 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第131号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2019 年度, P20</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度改訂、縮小又は清算 – IAS 第 19 号の修正 ▶ 2018 年 2 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降に開始する最初の事業年度の期首以降に生じる制度改訂、縮小または清算に対して適用 ▶ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第134号「IASB が IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表」</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2019 年度, P17</i></p>

4. 関連する当法人解説資料

- ▶ 2020年12月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点・IFRSアップデート2020年度

[IFRSアップデート2020年12月版 日本語 final \(eyjapan.jp\)](https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/pdf/2020-03-05-ifrs-update.pdf)

(ご参考)2019年12月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点・IFRSアップデート2019年度

<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/pdf/2020-03-05-ifrs-update.pdf>

- ▶ Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)

https://www.ey.com/en_gl/ifrs-technical-resources/insurance-accounting-alert-iasb-meeting-march-2020

- ▶ Applying IFRS

発行年月	トピック
2020.12.25	Applying IFRS IBOR 改革 2020年10月
2020.08.04	Applying IFRS COVID-19に関連した賃料減免の会計処理 2020年7月
2020.05.18	Applying IFRS IFRS 第16号「リース」の表示と開示 2019年12月
2019.06.03	Applying IFRS 新たなリース基準
2019.04.11	Applying IFRS 新たなリース会計基準を適用するにあたっての減損会計の検討
2018.05.21	改訂概念フレームワークの公表
2018.05.16	Applying IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard
2018.04.24	法人所得税の不確実性に関する会計処理

- ▶ IFRS Developments

号	トピック
2021年2月 第187号	開示イニシアティブ IASBが会計方針の開示要求を改善
2021年2月 第186号	IASBが「会計上の見積り」を定義
2021年2月 第185号	IASBが新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した賃料減免の会計処理に対する救済措置の延長を提案
2020年9月 第174号	IASBがIBOR改革プログラムを完了
2020年7月 第172号	IBOR改革: IASBがフェーズ2の公開草案へのコメントに対応
2020年5月 第170号	IASBがCOVID-19に関連した賃料減免についてIFRS第16号「リース」を改訂
2020年5月 第169号	IFRS第3号の改訂 概念フレームワークへの参照
2020年4月 第165号	IBOR改革: IASBがフェーズ2の公開草案を公表
2020年3月 第162号	IBOR改革: IASBフェーズ2の残りの論点を議論
2020年1月 第160号	IBOR改革: 第2段階(続き)
2020年1月 第159号	負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂

2019年12月 第156号	IBOR改革：IASBによる第2段階の論点の議論（ヘッジ会計）
2019年10月 第154号	IBOR改革：IASBによる第2段階の論点の議論（分類と測定）
2019年9月 第153号	不確実な税務処理に関する資産又は負債の表示
2019年9月 第152号	IBOR改革：第1段階の改訂の公表及び第2段階の始動
2019年8月 第151号	IBOR改革：第1段階の最終化
2019年5月 第148号	IBOR改革：IASBの提案 パート3
2019年3月 第145号	IBOR改革：IASBの提案パート2
2019年2月 第144号	IBOR改革：IASBの提案
2018年11月 第138号	IASBが「重要性がある」の定義の改訂を公表
2018年10月 第137号	IFRS第3号における「事業」の定義の改訂
2018年2月 第134号	IASBがIAS第19号「従業員給付」の改訂を公表

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目、及び、財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2021 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- ▶ なお、IFRS 基準書の改訂のうち、金利指標改革(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂)、Covid-19 に関連した賃料減免(IFRS16 号の改訂)、会計方針の開示(IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の改訂、会計上の見積り(IAS 第 8 号の改訂)及び単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金(IAS 第 12 号の改訂)については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

▶ IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されます。IFRS第4号では多くの領域で従前の各国の会計方針を引き継ぐことが認められているのに対し、IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号の中心となるのは一般モデルですが、以下により補足されます。

- 直接連動型の有配当契約に対する特殊な適用(変動手数料アプローチ)
- 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められません。早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

▶ IAS第1号の改訂「負債の流動負債又は非流動負債への分類」

IASBは2020年1月、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるために、IAS第1号69項から76項の改訂を公表しました。本改訂により以下が明確化されます。

- ▶ 決済を延期する権利が意味するもの
- ▶ 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと

- ▶ 延期する権利を企業が行使するかについての見込みは、負債の分類に影響しないこと
- ▶ 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融商品である場合にのみ、その契約条件が分類に影響しないこと

本改訂は2023年1月1日以降開始する事業年度から、遡及適用しなければなりません。当グループは、現在、本改訂が現行の実務に及ぼす影響及び既存の融資契約について再交渉が必要かどうかを評価しています。

▶ IFRS第3号の改訂「概念フレームワークへの参照」

IASBは2020年5月、IFRS第3号「企業結合」の改訂「概念フレームワークへの参照」を公表しました。本改訂は、現行のIFRS第3号の規定を大きく変更することなく、1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関する概念フレームワーク」への参照から、2018年3月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照に置き換えることを意図しています。

IASBはまた、IAS第37号又はIFRIC第21号「賦課金」が適用される負債及び偶発負債が別個に生じる場合、「Day2」利益又は損失が発生する可能性があることから、そうした問題を回避するためにIFRS第3号の認識原則に例外規定を追加しました。

加えて、IASBは、「財務諸表の作成及び表示に関する概念フレームワーク」への参照を置き換えても影響がない偶発資産についてのIFRS第3号の既存のガイダンスを明確化することを決定しました。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から、将来に向かって適用します。

▶ IAS第16号の改訂「有形固定資産：意図した使用の前の収入」

IASBは2020年5月、「有形固定資産：意図した使用の前の収入」を公表しました。当該改訂は、経営者が意図した方法で資産を稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くまでの間に生産された項目の売却から生じる収入を、有形固定資産項目の取得原価から控除することを禁止しています。その代わり、そうした項目の売却から生じる収入及びそうした項目の生産コストは純損益に認識します。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。本改訂は、企業が本改訂を最初に適用する事業年度において表示される最も古い期間の期首以降に使用可能となった有形固定資産項目に限り遡及的に適用します。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

▶ IAS第37号の改訂「不利な契約：契約履行のコスト」

IASBは2020年5月、契約が不利であるか又は赤字を生み出しているかどうかを評価する際に含める必要があるコストを定めるため、IAS第37号の改訂を公表しました。

当該改訂では「直接関連コスト・アプローチ」が採用されています。財又はサービスを提供する契約に直接関連するコストには、増分コストと契約活動に直接関連するコストの配分の両方が含まれます。一般管理費は、契約に基づき相手方に明示的に請求可能である場合を除き、契約に直接関連するものではなく、除外されます。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。当グループは、本改訂を最初に適用する事業年度の期首時点ですべての義務を未だ履行していない契約に対して本改訂を適用します。

▶ IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂「初度適用企業としての子会社」

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂を公表しました。本改訂は、IFRS第1号D16項(a)の適用を選択する子会社に対し、親会社のIFRS移行日に基づいて、親会社が報告した金額を用いて換算差額累計額を測定することを認めています。本改訂は、IFRS第1号D16項(a)の適用を選択する関連会社又はジョイント・ベンチャーに対しても適用されます。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。早期適用も認められます。

▶ **IFRS第9号「金融商品」の改訂「金融負債の認識の中止に関する『10%』テストに含まれる手数料**

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IFRS第9号の改訂を公表しました。本改訂は、新規又は条件変更後の金融負債の条件が当初の金融負債の条件と大幅に異なっているかどうかを評価する際に企業が含める手数料を明確化しています。当該手数料には、借手と貸手との間で支払う又は受け取る手数料のみを含めます。これには、借手又は貸手のいずれかが他方に代わって支払う又は受け取る手数料も含まれます。本改訂は、企業が本改訂を最初に適用する事業年度の期首以降に条件変更又は交換が行われる金融負債に適用します。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。早期適用も認められます。当グループは、本改訂を最初に適用する事業年度の期首以降に条件変更又は交換が行われる金融負債に適用します。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

▶ **IAS第41号「農業」の改訂「公正価値測定における課税」**

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IAS第41号「農業」の改訂を公表しました。本改訂は、IAS第41号の適用範囲に含まれる資産の公正価値を測定する際に課税に関するキャッシュ・フローを除外するというIAS第41号22項の規定を削除するものです。

本改訂は、2022年1月1日以降開始する事業年度の期首以降に行われる公正価値測定から将来に向かって適用します。早期適用も認められます。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

注釈 IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針を当グループに影響を及ぼさないと判断されるものを含め、掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはshinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp